# 北茨城市立学校給食センター
# 調理等業務委託

# 募集要領

令和８年１１月

北茨城市教育委員会

北茨城市（以下「市」という。）では、北茨城市立学校給食センターの調理等業務について、民間事業者の豊かな専門技術を活かし、安全で安心な学校給食を提供するため、下記の通り、公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行います。

なお、この募集要領と併せて交付・公表する次の資料も本募集要領と一体の資料とし、これらを含めて「募集要領等」と称します。

仕様書　：市が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの
添付資料：本業務に関する添付資料
様式集　：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

## １　業務名

北茨城市立学校給食センター調理等業務委託

## ２　目的

学校給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を子どもたちに提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を保有する民間事業者を選定することを目的とします。

## ３　対象の施設

| | |
|---|---|
| 施設名 | 北茨城市立学校給食センター |
| 所在地 | 北茨城市磯原町磯原１６１２番地１ |
| 建築年月 | 令和３年３月 |
| 建物構造 | 木造平屋建て |
| システム | ドライシステム |
| 調理品目 | 主菜１献立制（概ね３品／日調理）<br>米飯（年間１１５回程度） |
| 配食校数 | 小学校１１校／中学校４校 |
| 調理食数 | 約２，７００食／日 |
| センター調理稼働日数 | 約１９０日／年 |

## ４　業務内容

具体的な内容は、「北茨城市立学校給食センター調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

（１）　調理業務
（２）　配缶業務
（３）　洗浄消毒業務
（４）　残菜及び厨芥の集積業務
（５）　清掃及び日常点検業務
（６）　その他付帯する業務

※本委託業務に含まれない業務

・献立作成業務
・食材調達業務
・給食費徴収等業務
・配送回収業務
・廃棄物回収業務
・施設設備等保守点検維持管理業務

5　委託期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（３年間）

6　受託事業者

公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定します。

7　応募資格

（1）　資格要件

応募事業者は、次の要件を満たしていることが条件です。

ア　北茨城市令和７・８年度入札参加資格に登録していること。

イ　法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

ウ　関東１都６県において、１日３，０００食以上かつアレルギー対応を実施している学校給食センター方式の受託実績を有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。

（2）　応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできません。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者。

イ　北茨城市の指名停止措置を受けている者。

ウ　破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

エ　最近１年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納している者。

オ　過去５年以内に、学校給食業務において、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に基づく営業の禁止もしくは停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適切な衛生対応の確認ができる場合は除く。

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２

条第２号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者。

（３）　応募資格の確認

応募事業者の確認は、提案書の提出日を基準とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

（４）　応募に関する留意事項

ア　応募事業者は、提案書類の提出をもって募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ　応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。

ウ　応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。

エ　応募事業者から募集要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、市は当該事業選定に限り、募集要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとします。

オ　提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に係らず返却しません。

カ　市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

キ　参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。

（ア）　応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

（イ）　一の応募事業者が複数の提案を行った場合

（ウ）　同一事項に対し、２通り以上の書類が提出された場合

（エ）　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

（オ）　虚偽の内容が記載されている場合

（カ）　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

（キ）　著しく信義に反する行為があった場合

（５）　その他

ア　市が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

イ　本募集要領に定めるものの他、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

８　応募手続

事業者決定までのスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

| | |
|---|---|
| ・応募書類等の交付、公表 | 令和８年１１月１３日～１１月１９日 |
| ・現場見学会 | 令和８年１１月１９日 |
| ・募集要領等に関する質問の受付 | 令和８年１１月１９日～１１月２５日 |
| ・質問の回答 | 令和８年１２月２日 |
| ・参加表明書、提案書類の受付期限 | 令和８年１２月１５日 |
| ・参加資格確認結果通知 | 令和８年１２月１７日 |
| ・審査、プレゼンテーション | 令和９年１月１３日 |
| ・審査結果通知 | 令和９年１月下旬 |
| ・業務委託事業者の決定 | 令和９年１月下旬 |

（１）　応募書類等の交付、公表

募集要領等の交付を次のとおり行います。また市ホームページにおいても、同日から本募集要領等を公表します。

ア　交付期間　　令和８年１１月１３日（金）～令和８年１１月１９日（木）
（土・日・祝日を除く）午前９時～午後４時

イ　交付場所　　北茨城市磯原町磯原１６１２番地１
北茨城市立学校給食センター

ウ　交付・公表資料　（ア）　募集要領
（イ）　仕様書
（ウ）　様式集
（エ）　その他資料（献立　他）

（２）　現場見学会

現場見学会を、次のとおり開催します。

ア　日　時　令和８年１１月１９日（木）
午後２時から（受付開始は午後１時４５分）

イ　場　所　北茨城市磯原町磯原１６１２番地１
北茨城市立学校給食センター

ウ　留意事項

（ア）　見学会参加希望者は、令和８年１１月１７日（火）午後１時までに、現場見学会参加申込書（様式１号）を北茨城市立学校給食センターへＦＡＸ又はＥメールにて連絡してください。
ＦＡＸ　０２９３－４２－６９４１
Ｅメールアドレス　kyusyoku-c@city.kitaibaraki.lg.jp

（イ）　見学会では、本業務委託に関する質問等は受け付けません。

（ウ）　参加人数は１事業者につき３名までとします。

（エ）　現場見学会に不参加の事業者は応募することはできません。

（オ）　現場見学会に参加する場合は、人数分の細菌検査結果（直近２週間以内）の原本またはコピーを持参すること。また、白衣・帽子・靴は各自用意すること。

（３）　募集要領等に関する質問の受付

本募集要領等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

ア　質問書（様式２号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Ｅメールにより提出してください。

Ｅメールアドレス　kyusyoku-c@city.kitaibaraki.lg.jp

イ　受付期間は、令和８年１１月１９日（木）～令和８年１１月２５日（水）午後４時まで

（４）　質問の回答

質問の回答書は、令和８年１２月２日（水）に市ホームページにて公開します。

なお、電話及び口頭等の個別対応は致しません。また、無用な混乱を招くことが危惧される時は、質問に回答しないことがあります。

（５）参加表明書及び提案書類の提出

応募事業者は、次により提出してください。

ア　提出期限　令和８年１２月１５日（火）

（　土・日・祝日を除く）午前９時～午後４時

イ　提出先　　北茨城市立学校給食センター

ウ　提出書類　・参加表明書（様式３号）　　１部

・企画提案書（様式４号）を表紙として

提案書類（様式５号～１４号）　正１部・副１０部

（ア）　原則としてＡ４判・縦型・横書き・左閉じで作成すること。

（イ）　提案書類は片面印刷とし、枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載すること。

（ウ）　見積額は下記の金額の範囲内（３年間分総額）であること。

| 業　務　名 | 金　　額 |
|---|---|
| 北茨城市立学校給食センター調理等業務委託 | ３２２，９２０千円（消費税抜） |

（エ）　見積額が「前項（ウ）」を超える場合、又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合があります。

（オ）　見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めずに記載すること。

（カ）　見積書（様式１４号）を先頭に、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書（様式任意）を添付すること。

（キ）　見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

エ　提出方法　　持参又は郵送、宅配とします。（ただし、１２月１５日必着とする）

（６）　資格審査に関する結果の通知

審査の結果については、採用・不採用に関わらず、メールにて通知します。

（７）　参加辞退届

参加表明書提出後、やむを得ず辞退をする場合は、提案書提出期限までに参加辞退届（様式１５号）を提出すること。

９　資格審査及び提案の選考

北茨城市立学校給食センター調理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、下記の審査方法や「委託業者選定審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

（１）　審査方法

ア　参加資格審査

委員会は、応募資格の確認審査を参加資格審査申請書等により、この募集要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

イ　提案選考審査

（ア）　提案内容の基礎審査

委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

・提案書全体について、同一事項に対する２通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。

・提案書全体について、様式集に沿った構成となっていること。

・当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

（イ）　評価審査

委員会は、提案書等に記載された内容、見積書及び会社概要等について、「委託業者選定審査基準」により採点を行います。

なお、これらの評価項目において、採点の低い項目が複数ある場合又は見積額が「８(５)ウ（ウ）項」記載の金額を超える場合、異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

ウ　プレゼンテーションについて

（ア）　実施日・場所

令和９年１月１３日（水）北茨城市複合防災センター

（学校給食センター同建屋内）

北茨城市磯原町磯原１６１２番地１

＊時間等詳細は、別途企画提案書（様式４号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。

（イ）　時間　１参加者３０分以内

（プレゼンテーション：１５分、ヒアリング：１５分）

（ウ）　出席者　３名までとする。

（エ）　実施方法

プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書等により説明するものとします。

なお、事前に提出した企画提案書等以外の資料の配付（差し替えを含む）は認めません。パワーポイント等を使用する場合は事前にご連絡ください。その場合、パソコンはプロポーザル参加者が準備しプロジェクター及びスクリーンは当市が準備します。

（２）　委託業者選定審査基準

標準的な審査基準は次の項目によるものとし、評価点については、次のとおり１００点満点で評価するものとします。

ア　企業評価（配点２５点）

| 評価項目 | 評価の観点 | 評価方法 | 配点 |
|---|---|---|---|
| 企業理念 | ・学校給食に対する基本的な考え方<br>・学校給食の意義や特色に対する理解度<br>・学校給食調理業務に取り組む意欲 | 様式５号の審査 | ５ |
| 業務実績 | ・学校給食調理業務受託実績<br>（学校給食センター方式等） | 様式６号の審査 | １０ |
| 危機管理体制 | ・調理事故、異物混入等発生時の対処体制<br>・業務履行が不能となった場合の対応<br>・生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）等の損害賠償制度の加入グレード<br>・災害時の支援体制 | 様式７号の審査 | １０ |

イ　技術力評価（配点６５点）

| 評価項目 | 評価の観点 | 評価方法 | 配点 |
|---|---|---|---|
| 業務実施体制 | ・学校給食の専門性、安定的な提供に関する実施方針 | 様式８号の審査 | １０ |
| 人員配置体制 | ・配置人数、組織体制<br>・業務責任者等の配置<br>・配置者の資格、経験内容<br>・地元採用計画<br>・従事者の休暇等における代替者確保体制<br>・作業工程表、作業動線図 | 様式９号の審査 | ２０ |
| 衛生管理体制 | ・事業者としての衛生管理対策や考え方<br>・指導、検査体制<br>・従事者の健康管理対策 | 様式１０号の審査 | ２０ |
| 研修計画、<br>移行準備等 | ・従事者に対する巡回指導及び研修計画<br>・受託から給食開始までの従事者研修計画 | 様式１１号の審査 | ５ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 食育の充実、<br>学校との交流企画 | ・食育の充実関連活動<br>・学校等との交流企画 | 様式１２号<br>の審査 | 5 |
| アレルギー食対応 | ・アレルギー食対応調理実績 | 様式１３号<br>の審査 | 5 |

ウ　コスト評価（配点１０点）

| 評価項目 | 評価の観点 | 評価方法 | 配点 |
|---|---|---|---|
| 受託コスト | ・配置人数<br>・経費負担内訳 | 様式１４号<br>の審査 | １０ |

（３）　審査委員、関係市職員との接触の禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、審査委員、関係市職員と本件提案についての接触（当然に、現場見学会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

（４）　審査結果の通知及び公表

審査における選定結果は、応募者全員に通知します。また、市ホームページに公表します。

（５）　優先交渉権者の決定

市は、委員会の審査結果を踏まえて、評価点が最も高い応募事業者を、優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

（６）　再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

１０　事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

北茨城市立学校給食センター

住　所：茨城県北茨城市磯原町磯原１６１２番地１

電　話：０２９３－４３－４６６１

ＦＡＸ：０２９３－４２―６９４１

メールアドレス：kyusyoku-c@city.kitaibaraki.lg.jp